

平成31年第1回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 平成31年1月18日（金）午後2時開会

2 場 所 五和農業情報センター マルチメディア研修室

3 本会議に出席した教育委員

委 員	花 里 昌 直	委 員	黒 鶴 進 治
委 員	行 合 八 恵 子	委 員	木 下 えり子
委 員	菘 田 え り	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教育総務課長	柴 田 和 人	学校教育課長	山 本 洋 介
学校給食課長	出 永 太	学校教育課課長補佐	小 森 直 哉
生涯学習課課長補佐	本 多 俊 隆	教育総務課施設係長	伊野上 乾 悟
教育総務課参事	濱 崎 幸 子	教育総務課課長補佐	出 永 圭 史

5 本会議に付した議題等

(1) 審議事項

議第1号 天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について（学校給食課）

議第2号 天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

（学校給食課）

議第3号 天草市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について（教育総務課）

(2) 協議・報告

(1) 平成31年度天草市立幼稚園園児募集結果について（学校教育課）

(2) 平成30年第6回市議会定例会一般質問の概要について（教育総務課）

(3) 平成31年2月行事予定について（教育総務課）

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、平成31年第1回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回会議録の承認であるが、何か意見はないか。ないようであれば承認してよろしいか。

（全員承認する）

(3) 教育長報告

石井教育長： 冬休みも終わったが大きな事故の報告もなく、子どもたちは元気に登校している。インフルエンザについて熊日にも掲載されているが、大流行してきており警報レベルに達した。天草市においてはこれまで聖心幼稚園が閉鎖していたが、本日、御所浦小学校の1年生が午後から閉鎖になった。天草市でも流行に兆しが出てきた。手洗い・うがいを徹底していかなければならない。それから、15日（火）に県の教育委員の方々が上天

草市立龍ヶ岳中学校、それから御所浦小学校を訪問された。御所浦小学校では岩永教諭がイルミネーション点灯式の時にプロポーズを行った所の映像を給食後の情報交換時に流し、それだけで御所浦小学校は素晴らしいということになり、御所浦の温かさを感じてもらった。素晴らしい評価をいただいた。崎津集落を訪れるということで、9月に予算の補正を行い、各小中学校において学年は指定していないが事業の実施について通知したところ、早速、現地学習をしてもらっている。教育委員会としても学校教育課で（仮称）世界遺産学ということで、10時間程度指導計画を作成して学校に提供しようと、作成する委員をピックアップし作り始めるところである。事前事後学習、現地学習がきちりなされていなければ崎津には何をしに行ったのかということになりかねないので、そこらあたりをしっかりとやっつけていこうと思っている。

（４）議案

議第1号 天草市立学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

出永学校給食課長： 議案書1ページ、資料1ページをお願いします。提案理由は、天草市立牛深学校給食センターと河浦学校給食センターの統合に伴い、条例を改正するものである。改正内容は資料に記載している。第2条表中の河浦学校給食センターの項を削除するものである。この条例の施行は平成31年4月1日からである。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。

花里委員： 地元の了解というか、保護者等の了解は得ているのか。

出永学校給食課長： 地元の了解ということであるが、昨年5月から6月にかけて、地元市議会議員、河浦支所長、河浦小中学校のPTA、校長・教頭へ説明した。また、6月13日には河浦町の行政区長への説明を行い、了承を得たところである。また、10月24日に河浦地区で行われたふれあい座談会でも説明を行い、了承を得ることができたものと考えている。

花里委員： 統合後の河浦地区の給食は牛深学校給食センターで作るのか。

出永学校給食課長： 河浦地区の学校給食は牛深学校給食センターが提供する。

石井教育長： 他に質問等はないか。なければ議第1号について承認してよろしいか。

（全員同意する。）

議第2号 天草市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

出永学校給食課長： 議案書2ページ、資料2ページをお願いします。提案理由は牛深学校給食センターと河浦学校給食センターの統合に伴い規則を改正するものである。改正内容は資料2ページの新旧対照表をご覧ください。第2条別表中、河浦学校給食センターの項を削除し、天草市立牛深学校給食センターの項に河浦小学校及び河浦中学校を加えるものである。この規則の施行日は平成31年4月1日である。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。

石井教育長： 他に何か質問はないか。なければ議第2号について承認してよろしいか。

（全員同意する）

議第3号 天草市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 議案書3ページをお願いします。教育総務課施設係において、天草市教育委員会事務局組織規則の規定に基づき、学校施設の開放に関することを所掌事務の一つとして事務を

行っている。これは、学校施設の体育館等について、平日夜間及び休日の学校運営に支障のない範囲で社会体育関係団体に施設の利用許可を行うものである。この業務においては、市長部局にある地域振興部スポーツ振興課において、当該事務を執り行った方が円滑に事務を進めることができるのではないかと考えているところである。理由として、第1に学校施設の開放において施設を使用する団体の多くが社会体育関係団体であり、スポーツと社会体育活動を行う目的で利用している実態がある。第2に本年4月から小学校運動部活動が社会体育に移行することに伴い、施設使用減免団体の管理を現在でもスポーツ振興課が行っているところである。第3に市の体育館等を使用するのに、使用許可を行う行政の窓口が施設の種類によって異なることは、利用する市民にとって混乱する原因となっている。以上の理由により学校体育施設の開放に関する事務を、市長部局の職員に対する補助執行をさせていただければと考えている。なお、教育委員会の事務に属する権限について、市長部局に属する職員に補助執行させる場合には、地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会名で市長宛協議を行う必要があるので本日議案として提出したところである。議案書4ページをお願いします。本日の教育委員会において承認を得たならば、市長宛の協議書（案）である。この補助執行は行政機関の事務を他の行政機関に属する職員が補助して執行するもので、天草市学校施設の開放に関する条例及び条例施行規則の規定に基づき、教育委員会名で補助執行を受けたスポーツ振興課が利用申し込みの受付や利用許可の事務等を行うことになる。同様のものとして平成25年に各支所総務担当課長宛、学校開放施設の利用申請に関する事務について補助執行を既に行っている。今回の補助執行が認められると、本渡地区小中学校の体育施設の利用申請許可の他、使用料の収納、管理員の委託等、学校体育施設の開放に関する全ての業務を地域振興部スポーツ振興課長宛補助執行することになる。

石井教育長： 事務局から説明があった。何か質問等はないか。

花里委員： 補助執行させるということは、教育委員会において事務をしなくなるということであるか。

柴田教育総務課長： 既に平成25年に本渡地区以外については、各支所の総務担当課長、まちづくり推進課長に補助執行をさせていただいている。今回、スポーツ振興課長に補助執行をさせていただくと、本渡地区の小中学校の体育館等利用申請について、現在教育総務課で行っているがスポーツ振興課が窓口になる。ただし、許可については教育委員会名で行う。

花里委員： 教育委員会の事務負担が減るということか。

柴田教育総務課長： 実際そういう事になる。本渡地区の利用申請は学校から教育総務課に提出されている。それを基に利用許可書及び納付書を発行している。その事務をスポーツ振興課が行うことになる。その部分について事務の軽減になる。

木下委員： 学校の負担は変わらないのか。

柴田教育総務課長： 学校をお願いしている団体からの利用申し込みについては、現状と変わらないので学校の負担も変わらない。学校行事等で使用する場合は、学校で使用する場合は優先し、学校運営に支障のない範囲で開放するため学校を通さず許可をすることは考えられない。

石井教育長： 他に何か質問はないか。なければ議第3号について承認してよろしいか。

(全員同意する)

(5) 協議・報告

(1) 平成31年度天草市立幼稚園園児募集結果について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

山本学校教育課長：平成31年度園児募集は、昨年12月1日から今年4日までの期間で実施した。その1月4日時点の締め切り現在の状況を報告する。まず始めに、本渡南幼稚園であるが、入園申込は3歳児10名であった。4歳児・5歳児の在園児が21名であるので合計で31名となり、今年度より3名の減となる。学級数は今年度同様3学級を予定している。次に本渡北幼稚園であるが、入園申込は3歳児が15名、4歳児1名であった。4歳児・5歳児の在園児が43名であるので、合計で59名となり、今年度より4名の減となる。こちらも学級数は今年度同様3学級を予定している。最後に亀場幼稚園であるが、入園申込は3歳児10名であった。4歳児・5歳児となる在園児が19名であるので、合計で29名となり、今年度より5名の減となる。こちらも学級数は今年度同様3学級を予定している。3園の合計は、入園申込は3歳児が35名、4歳児が1名の合計36名の申し込みがあった。在園児が83名であるので、3園の合計は119名となり、今年度より12名の減となっている。また学級数については、3歳児・4歳児・5歳児それぞれ3学級となり、合計9学級であり今年度と同じ学級数を予定している。なお、今後の入園希望者の取扱いは、各園各年齢の定員まで受け付けることとしている。

石井教育長：何か質問等はないか。今後入園者が増えるということもあるのか。

山本学校教育課長：転勤等で増減することもある。

木下委員：子どもが減少する中で、入園者数が減少するのは仕方のないことであるが、増加に向けて何かしなければならぬと思う。具体的な対策を何か考えているのか。

山本学校教育課長：それぞれ幼稚園週間等でPRしている。また、みつばちラジオ等でもPR活動をしているが、さらに、地元でもPRしていければと考えている。

行合委員：現在の希望者の中で、特に補助が必要な子どもの状況は把握できているのか。

山本学校教育課長：各幼稚園では把握している。特に配慮を要する子どもについての報告はあっていない。

(2) 平成30年第6回市議会定例会一般の概要について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長：資料4ページからをお願いします。平成30年第6回市議会定例会は12月4日に開会し、12月17日から19日までの3日間において11名の議員から一般質問が行われた。教育委員会関係は浜崎義昭議員、赤木議員、蓮池議員及び門口議員の計4名から質問があった。一般質問の概要については資料のとおりまとめている。内容としては、教育現場の現状について、AEDに関して、市民要求を実現するため、スクールバスに関するものであった。質問及び答弁の内容については資料をご覧ください。

(3) 平成31年2月行事予定について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長：資料14ページをお願いします。2月の行事予定を掲載している。2月2日(土)12時30分から教育力活性化推進大会を市民センターで行う。14日(木)教育委員会定例会を14時から本会場で行う予定としている。18日(月)13時から熊本県市町村教育委員大会が県庁地下大会議室で行われる。22日(金)9時から教職員定年退職者感謝状贈呈式・教育論文表彰式を文化交流館で行う。また、行事予定には記載していないが同日22日(金)18時30分から教育委員会事務局職員の退職慰労会を天草プリンスホテルにて開催することとしているので、委員の皆さんには出席していただきたい。以上、2月の行事予定について説明を終わる。

7 その他

石井教育長：事務局から他に何かないか。

本多生涯学習課長補佐：1月3日・4日の成人式では大変お世話になった。大きな混乱もなく無事終了するこ

とができた。また、2月2日に教育力活性化推進大会があるので参加をお願いする。

出永学校給食課長： 学校給食ふれあい週間に伴うふれあい給食である。12月定例会の折に説明していたが、対象校より通知が届いていると思うが、本日午前中に対象校へ確認した。給食を食べていただくクラスについては記載のとおりである。案内時間を記載しているが、その時間を目途に学校へ到着していただきたい。

花里委員： インフルエンザが流行してきているが、その際の対応は。

出永学校給食課長： 調整がされる場合がある。その際はよろしく願いたい。

石井教育長： 他に何かないか。私から働き方改革について報告する。天草市教育委員会として県教育委員会から県立高等学校等に出す働き方改革についての通知に準じて出して欲しいと言われている。天草市教育委員会でも県と同様に、学校閉庁日を設けて欲しいとのことである。天草市としては通知がある以前から学校閉庁日の設定を決定したところであるが、上天草市及び苓北町も3日間閉庁日を設定している。天草市としても来年度は3日の閉庁日を設けることとした。それから県立学校及び熊本市は留守番電話を導入されているが、事務局で検討し校長会においても意見を聴取したが、どうも天草市においては馴染まないと考える。勤務時間は終了しても周りの方はまだ働いている。そのような状況の中ではいかがなものかと。それよりも個人の携帯電話に非常に遅い時間帯にかける保護者がいる。極力、緊急時以外の遅い時間帯の連絡はご遠慮願うとの通知をしたいと考えている。それから、校務支援システムの導入を検討している。学校にはいろいろな調査・記録・評定があり、それを連動させることができないものかと考え、そのようなシステムの導入を要求したい。それを導入したからといって、劇的に時間外労働が少なくなるわけではないが、システム導入によって整理されるのではないかと考え検討しているところである。また、教育委員会が実施する就学時健康診断を学校に依頼していたが、学校に出向き一緒にやっていき、負担を軽減することとしている。働き方改革については、このような方向性でやっていきたい。意見はないか。

蓑田委員： 就学時健診の本来の形とはどのようなものであるのか。

小森学校教育課課長補佐： 本来は教育委員会の中で実施し、その結果を学校へ通知する。計画から実施までを教育委員会がすることが本来の形である。

蓑田委員： 子どもたちはどこで健康診断を受検するのか。

小森学校教育課課長補佐： 自治体によって違いがあるが、会場は学校、公民館や保健センターで実施している。校医と日程調整をし、教育委員会が保護者へ案内を出し、当日の運営及び結果の通知を保護者へする。学校保健法では市町村教育委員会がすることになっているが、熊本県内では大半の教育委員会は学校へ協力を依頼している。学校は会場を提供し、就学時健診のために短縮授業を学校へ依頼し実施している。

蓑田委員： 確認であるが、本来は事務的に動くのは教育委員会で、会場はこれから入学する学校を借りて行うということであるか。

小森学校教育課課長補佐： 就学時健診を実施する場所は決まっていない。実施場所は自治体の規模で変わってくる。

行合委員： 今、教育委員会が就学時健診を行うとの話であったが、具体的にはどの課が実施するのか。

石井教育長： 学校教育課の所管である。

他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れ様でした。